

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する 条例の一部を改正する条例の原案について

令和2年12月16日
千葉県教育庁
企画管理部教育総務課
教育振興部教職員課
電話043(223)4036

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正等に伴い、「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」の一部を改正することとし、2月議会に上程するため、その原案を議決しました。

1 改正の主な内容

(1) 休日のまとめ取りのための一年単位の変形労働時間制の実施

教育職員について長期休業期間等に勤務時間が割り振られない日を連続して設けることを目的とする場合に限り、必要ある者について規則で定める範囲内で、週休日及び勤務時間の割振りを通常とは別に定めることができることとする。

(2) 教育職員の業務量の適切な管理等（勤務の上限）

教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、教育委員会の定めるところにより行うものとする。

2 その他

本件は、知事から、議案案件の公表があるまで、具体的な内容は公表できません。